

会議名称	平成17年度第5回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成18年2月14日(火) 15時～17時15分	
場所	杉並区役所 能力開発センター (3階・会議室)	
	委員	江藤会長、遠藤委員、桐畑委員、澤海委員、菅沼委員、武田委員、夏目委員、花柳委員、藤井委員、柳澤委員、岩田委員、河津委員、鈴木委員、田中委員、藤本委員、横山委員、小幡委員、茶谷委員
	実施機関	柿本経理課長、大藤区民生活部管理課長、中村区民課長、徳嵩すぎなみ地域大学設立準備担当課長、関谷地域課長、岩崎課税課長、本橋国保年金課長、小林障害者施策課長、青木東福祉事務所長、濱西福祉事務所長、田中保健予防課長、加藤高齢者在宅サービス課長、武笠介護保険課長、加藤保健所副参事、佐々木保育課長、田中児童課長、吉田建築課長、北風交通対策課長、皆川環境課長、馬場学校運営課長、内藤副収入役、大森区政相談課長
	事務局	南方行政管理担当部長、高区長室長、和久井情報システム課長、宇賀神法規担当課長
傍聴者	1名	
配付資料	事前	・平成17年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成17年度第5回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	・会議次第 ・コールセンターの開設について
次第	1 平成17年度第4回会議録の確定	
	2 諮問・報告事項	
	平成18年度 中央電算処理年間運営計画について	報告 15
	車両事故処理に関する業務の登録について(追加)	報告 16
	車載型事故記録カメラ映像管理システムに記録する個人情報項目について(新規)	諮問 37
	犯罪被害者等支援に関する業務の登録について(新規)	報告 17
	犯罪被害者等支援に関する業務の外部委託について	諮問 38
	犯罪被害者等支援事務システムに記録する個人情報項目について(新規)	諮問 39
	住民基本台帳管理に関する業務の外部委託について	諮問 40
	すぎなみ地域大学の運営に関する業務の登録について(新規)	報告 18
	すぎなみ地域大学の運営に関する業務の外部委託について	諮問 41
	すぎなみ地域大学講座運営システムに記録する個人情報項目について(新規)	諮問 42
	NPO等活動推進に関する業務の登録について(追加)	報告 19
	NPO等活動推進に関する業務の外部委託について	諮問 43

住民税（個人分）システムに記録する個人情報項目について（追加）	諮問 44
老人保健医療給付システムに記録する個人情報項目について（新規）	諮問 45
国民健康保険システムに記録する個人情報項目について（追加）	諮問 46
国民年金システムに記録する個人情報項目について（追加）	諮問 47
障害者自立支援給付に関する業務の登録について（追加・変更）	報告 20
障害者自立支援制度システムに記録する個人情報項目について（新規）	諮問 48
身体障害者福祉に関する業務の登録について（追加）	報告 21
知的障害者福祉に関する業務の登録について（追加・変更）	報告 22
障害者自立支援医療（精神通院医療）に関する業務の登録について（追加・変更）	報告 23
障害者自立支援医療（育成医療）に関する業務の登録について（変更）	報告 24
生活保護に関する業務の外部委託について	諮問 49
介護予防事業に関する業務の登録について（変更）	報告 25
介護予防事業システムに記録する個人情報項目について（新規）	諮問 50
高齢者生活支援サービスに関する業務の登録について（変更）	報告 26
認知症高齢者への支援に関する業務の登録について（変更）	報告 27
介護サービス事業者等の指定・指導等に関する業務の登録について（変更）	報告 28
介護サービス事業者指定台帳管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	諮問 51
介護保険事務処理システムに記録する個人情報項目について（追加）	諮問 52
介護保険情報伝送システムに記録する個人情報項目について（追加）	諮問 53
区民健康診査に関する業務の登録について（追加）	報告 29
保健衛生システムに記録する個人情報項目について（追加）	諮問 54
一般健康相談に関する業務の登録について（追加）	報告 30
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付に関する業務の登録について（新規）	報告 31
保健衛生各種衛生学級・講習会に関する業務の外部委託について	諮問 55
認証保育所等入所補助金に関する業務の登録について（新規）	報告 32
認証保育所等入所補助金事務処理システムに記録する個人情報項目について（新規）	諮問 56
児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務の外部委託について	諮問 57
地下室浸水対策に関する業務の登録について（新規）	報告 33
地下室浸水対策届出台帳管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	諮問 58
特定施設の届出に関する業務の登録について（追加）	報告 34
特定施設届出台帳管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	諮問 59
自転車安全利用に関する業務の登録について（新規）	報告 35
自転車安全利用に関する業務の外部委託について	諮問 60

	自転車安全利用証情報管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	諮問 61
	雨水貯留槽設置助成に関する業務の登録について（新規）	報告 36
	学校徴収金に関する業務の登録について（追加）	報告 37
	学校徴収金収納システムに記録する個人情報項目について（新規）	諮問 62
	金銭出納に関する業務の外部結合について	諮問 63
	口座振替伝送システムに記録する個人情報項目について（新規）	諮問 64
審 議 結 果	平成 18 年度 中央電算処理年間運営計画について	報 告 了 承
	車両事故処理に関する業務の登録について（追加）	
	犯罪被害者等支援に関する業務の登録について（新規）	
	すぎなみ地域大学の運営に関する業務の登録について（新規）	
	NPO 等活動推進に関する業務の登録について（追加）	
	障害者自立支援給付に関する業務の登録について（追加・変更）	
	身体障害者福祉に関する業務の登録について（追加）	
	知的障害者福祉に関する業務の登録について（追加・変更）	
	障害者自立支援医療（精神通院医療）に関する業務の登録について（追加・変更）	
	障害者自立支援医療（育成医療）に関する業務の登録について（変更）	
	介護予防事業に関する業務の登録について（変更）	
	高齢者生活支援サービスに関する業務の登録について（変更）	
	認知症高齢者への支援に関する業務の登録について（変更）	
	介護サービス事業者等の指定・指導等に関する業務の登録について（変更）	
	区民健康診査に関する業務の登録について（追加）	
	一般健康相談に関する業務の登録について（追加）	
	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付に関する業務の登録について（新規）	
	認証保育所等入所補助金に関する業務の登録について（新規）	
	地下室浸水対策に関する業務の登録について（新規）	
	特定施設の届出に関する業務の登録について（追加）	
	自転車安全利用に関する業務の登録について（新規）	
	雨水貯留槽設置助成に関する業務の登録について（新規）	
	学校徴収金に関する業務の登録について（追加）	
車載型事故記録カメラ映像管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	答 申	
犯罪被害者等支援に関する業務の外部委託について		
犯罪被害者等支援事務システムに記録する個人情報項目について（新規）		
住民基本台帳管理に関する業務の外部委託について		
すぎなみ地域大学の運営に関する業務の外部委託について		
すぎなみ地域大学講座運営システムに記録する個人情報項目について（新規）		
NPO 等活動推進に関する業務の外部委託について		
住民税（個人分）システムに記録する個人情報項目について（追加）		
老人保健医療給付システムに記録する個人情報項目について（新規）		
国民健康保険システムに記録する個人情報項目について（追加）		

国民年金システムに記録する個人情報項目について（追加）
障害者自立支援制度システムに記録する個人情報項目について（新規）
生活保護に関する業務の外部委託について
介護予防事業システムに記録する個人情報項目について（新規）
介護サービス事業者指定台帳管理システムに記録する個人情報項目について（新規）
介護保険事務処理システムに記録する個人情報項目について（追加）
介護保険情報伝送システムに記録する個人情報項目について（追加）
保健衛生システムに記録する個人情報項目について（追加）
保健衛生各種衛生学級・講習会に関する業務の外部委託について
認証保育所等入所補助金事務処理システムに記録する個人情報項目について（新規）
児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務の外部委託について
地下室浸水対策届出台帳管理システムに記録する個人情報項目について（新規）
特定施設届出台帳管理システムに記録する個人情報項目について（新規）
自転車安全利用に関する業務の外部委託について
自転車安全利用証情報管理システムに記録する個人情報項目について（新規）
学校徴収金収納システムに記録する個人情報項目について（新規）
金銭出納に関する業務の外部結合について
口座振替伝送システムに記録する個人情報項目について（新規）

開 会	
会 長	第5回審議会を開催します。ご多忙のところご出席いただきまして、ありがとうございます。最初に欠席委員についてお願いします。
区長室長	本日の会議につきましては、青山委員、高橋委員のお二人から欠席される旨の連絡がありました。また、田中委員、藤本委員、河津委員は間もなくいらっしやると思います。
平成17年度第4回会議録の確定	
会 長	議題に入ります。はじめに前回の会議録を確定したいと思います。ご意見、修正等ございますか。
委 員	最後の20頁の区長室長の答弁のところで、「より具体的な方策を考えていきたいと思っております」とありますが、何か具体的な方策は講じられたのでしょうか。
法規担当課長	この事件を受けて個人情報保護のための抜本的な見直しを行いました。具体的には、個人情報については、原則持出し禁止ですけれども、事務の必要から持ち出す場合は必要最小限度にする、持出し簿に必ず記載する、また持ち出す書類は身に付けられるような所定のケースに入れて、それを携行するなどの対応を行っています。 また、所管が作成する書類にはいろいろな個人情報が含まれる場合がありますが、情報セキュリティの観点から、緊急の場面も想定して、持出しされる書類については個人情報をあらかじめ分けて作成するというところについても検討しているところです。
会 長	ほかにごございますか。
法規担当課長	訂正が1カ所あります。議事録13頁、上から6番目の建設課長の欄2行目に「今回も善福寺川の溢れた所が緊急な国の採択を受けて、激甚災害の指定を受けて」とありますが、内容が重複していますので、「採択を受けて」を削除したいと思います。
会 長	ほかにごございますか。なければ議事録について確定とします。
報告・諮問事項審議	
会 長	次に報告・諮問事項の審議に入りたいと思います。 (区長室長が諮問文を読み上げ、諮問文を会長に手渡し)
報告第15号、報告第16号、諮問第37号、報告第17号、諮問第38号、諮問第39号、諮問第40号、報告第18号、諮問第41号、諮問第42号、報告第19号、諮問第43号	
会 長	報告第15号、報告第16号、諮問第37号、報告第17号、諮問第38号、諮問第39号、諮問第40号、報告第18号、諮問第41号、諮問第42号、報告第19号、諮問第43号について一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	報告第15号について説明。
法規担当課長	報告第16号、諮問第37号、報告第17号、諮問第38号、諮問第39号、諮問第40号、報告第18号、諮問第41号、諮問第42号、報告第19号、諮問第43号について説明。
会 長	最初の平成18年度中央電算処理年間運営計画について何かありますか。
委 員	2つあります。この中央電算処理年間運営計画以外の庁内LANとか文書管理システムについては、ここには載っていないということなのではないでしょうか。それが1つです。それから1頁の住民税システムについてですが、2月11日の東京新聞で社会保険庁が、年金未納者の所得情報提供を自治体に求めたということが載っていました。国分寺、文京区、八王子市などは本人同意がないとして所得情報の提供をしなかったのですが、杉並区は個人情報保護という立場から、どんなふうに対応なさったのか聞かせていただければと思います。

情報システム課長	1点目の庁内LAN、文書管理システムの関係ですが、ご報告しましたのは、中央電算組織・ホストコンピュータの計画でありまして、ご指摘のものは小型のサーバー系のシステムですので、この報告書には載っておりません。
法規担当課長	2点目の社会保険庁関係のご質問ですが、新聞報道にも一部記載されていたと思いますが、杉並区としては協力しています。と申しますのは、1つには法改正があって、社会保険庁長官は各自治体に対して職権調査ができるという条文が新たに設けられましたので、法令上の根拠があるということ。もう1つは、今般の調査方法が個人を特定できるような形ではなく、あくまで統計データの調査であるということから、個人情報の処理として個人は特定されない、という説明も受けていますので、私どもとしては調査に協力をいたしました。
会 長	ほかにございますか。ないようですので、報告第15号は受けたこととします。次に車両事故処理に関する報告第16号、諮問第37号についてご意見、ご質問がございますか。
委 員	このビデオというのは、今度新しく設置するわけですよ。この映像の記録をしようとするのは運転手さんなのかどうかかわからないのですが、撮影開始という判断をするのは、どのような状況で、どなたが始めるのか。2つ目は映像の映る範囲ですが、ごみを出しに来た人とか、その辺を歩いている通行人なども映ってしまうかと思いますが、この辺は本人同意というところからどうなのでしょう。3つ目ですが、その映像を見るのはどなたなのでしょう。各課の共有ホルダーにまで入れる必要があるのでしょうか。
法規担当課長	この車載型記録装置ですが、これは常時映像を撮っております。先ほどご説明しましたように急ブレーキ、衝突、衝撃など、0.4G以上の衝撃を受けると、自動的にその前後の映像を記録します。それ以外の時は、映像を撮ってはいるのですが、ただ撮りっぱなしで全然記録しません。衝撃が加わったところで前後を記録するということから、誰が判断するというと、機械がその衝撃を感じた時に映像として記録します。したがって通常、通行している人などは、一度画面には映りますが記録は一切しません。 <p>実際、正面衝突などで衝撃があれば前方にカメラが向いていますから、相手の方は映りますけれども、これは本人同意というよりも、事故処理として警察が入って現場検証の証拠にもなりますし、その後、民事裁判でどちらに過失が大きいかという損害賠償等がありますので、本人同意とは違う要件になってきます。</p> <p>3点目に、誰が見るかということですが、これは経理課が所管していますので、事故が起きれば当然、経理課の車両担当も見ますし、訴訟になれば、私どもも法規担当として証拠の保全ということでタッチすることになっています。</p>
委 員	ということは、清掃車に常時監視カメラか何か記録映像を撮影中という表示はしてあるのでしょうか。
経理課長	いまのところ表示の予定はありません。いま法規担当課長が説明しましたように流しているだけで、保存はしませんので撮影中という表示はしません。
委 員	イメージがなかなか湧かないのですが、おそらく車の車両の管理、そして事故処理というのは、普通、タクシーですと事故係というのがありますけれども、この経理課の中のある部門が担当していて、事故の処理や車の管理などをみんなやっているのだと思います。その上に今度はこういうものをやるので、これについての情報については言ってみればプラスしたような形で、こういう取扱い要綱に基づいて、こういうふうに管理しますと、こういうことでよろしいのですか。
経理課長	そういうことです。
委 員	従前のものは当然ここで審議されてあるわけでしょう。
経理課長	そうです。
委 員	それがちょっとわからなかったもので、すみません。

会 長	ほかにございますか。
委 員	事故が起きたときに、ここに書いてあるようなところを証拠としていろいろ活用したりということですが、その案件が終わった時点で、それも消去ということになるのですか。
法規担当課長	これは通常の公文書も同じで、保存年限がありますので、例えば訴訟になれば訴訟の記録の年限がありますから、それが経過すれば映像も文書も当然すべて抹消するということになります。
委 員	事故が起きたときに、そこに映っていた第三者というか、そういうことがあった場合に、警察が事故調査の一環として第三者のAさんの所に聞きに来るとか、そんなようなことが発生する可能性もあるのかなと思います。そのときにAさんが、一体どこでわかって来たのですかとか、その場合は第三者がわからない間に記録されていたことになってしまうので、その辺の関係をどのように整理をするのですか。
法規担当課長	まず映像ですが、360度の範囲を撮っているのではなく前方を撮っていますので、通常、車と車が衝突したときの映像の中には、どこまで第三者が入るのかわかりませんが、仮に入っていたとしても、警察の捜査が入れば、こちらとしても捜査に協力する一環として、またこちらの過失の立証等にも使います。当然、その場合については第三者にこちらの証人としてお願いしたりすることがあるかと思いますが、その場合については本人同意がなく個人情報の収集ということになるのですが、刑事訴訟法とか民事訴訟法の法律に基づいての証拠として取り扱うので、必ずしも本人同意までというか、ただ、その場合に本人が拒否されれば、それはそこで終わってしまう話とは思っています。そういう整理はしています。
委 員	変に悪用するようなことは、もちろんないことが前提だと思いますが。
委 員	個人情報と公益との問題では、同意なくして出せる場合だってあるわけです。もう1つ、自動車の事故というのは真ん前だけではないのです。十字路口では横もあるのです。どうしてそれをやらないのか。訴訟のための防御だとかそういうことであれば、そこまでやって万全ではないのか。証拠不足になって区役所は一体何をやっているのかと、自動車は真っすぐ来てぶつかるだけかねと、こういう話にもなるのではないかと。
経理課長	ドライブレコーダーというのは最近開発されたもので、今回設置するものは正面だけということになっています。これが検証されていって性能も良くなれば、いま委員が言われたような、もう少し広範囲で事故を防げるような機能も備わってくるのだと思いますけれども、現在は正面だけです。
委 員	こういうことが行われますと、皆さんにもある場合には協力を願うことがありますということを広報されるわけですか。
経理課長	ドライブレコーダーを積載するという広報はしたいと思っています。
委 員	どの範囲とか、そういうのも含めてですか。
経理課長	今年度は清掃車と考えています。
委 員	正面とか、そういうことはどうですか。
経理課長	広報の具体的な内容まではまだ考えていませんが、そこまでの記事は難しいかもしれません。ただ、お問合せには誠意をもって答えていきたいと思っています。
委 員	私は、これは区の職員の方ないし外注先というか、委託先の方が区の保有の車を運転するにあたっての、いわば区側の自己防衛というか、トラブルになったり訴訟になったときに一種の証拠保全というか、そういう形で行うのかなと思います。だからトラブルについて交渉なり裁判になれば、自分に有利な証拠があれば、不利なものは提出命令というのがきますけど、そういう形での必要性及び管理なのかなと思います。 先ほど公益性だとか、いろいろ警察との関連が出てきましたけども、それになると直ちに何でも出すというふうになるのかなと。要するにこれを作る目的

	です。あくまで区側の防衛と職員の安全運転の教育ということなのだから、仮に捜査だとか何かというときに、区側の有利、不利は問わずに直ちに何でも出すというふうになるのか。先ほど公益性と言われましたが、その辺はもう少し検討してもいいのかなという感じもしないでもないです。
法規担当課長	この案件に限らず、現在も刑事訴訟法に基づいた文書の提出依頼がありますが、強制的な提出命令については従わざるを得ません。刑事訴訟法に基づいた任意の公文書や資料の提出については、案件ごとに依頼に応ずる公益、法益と個人情報という法益を比較衡量して判断します。必ずしもすべて出すということにはしていません。1件1件の案件で、公益が重いのか個人情報の法益が重いのか比べて判断しています。
会 長	ほかにはないようですので、報告第16号は受けたことにします。諮問第37号は決定ということによろしいですか。
(異議なし)	
会 長	次は報告第17号、諮問第38号、諮問第39号、犯罪被害者等支援に関する業務に関連する3件です。ご質問、ご意見はございますか。
委 員	9頁の項目を見ると、かなり深いところまでの個人情報を区に知らせることになってしまうようなので、もし私が当事者であるとすれば、区に相談するのをやめようかなと躊躇するぐらいなのですが、これは具体的に区でその人の情報をいろいろ事情を記録してから、どういうふうに応用していくのか、具体的にわかるように説明していただけないでしょうか。
区民生活部 管理課長	基本的なシステムとしては、被害者の方が直接区のほうに、こういう相談をしたいという申し出があって、そのお話に基づいて私どもが被害の状況とか被害者の方の思いですね、そういったものを直接あるいは電話等でお伺いをしまして、その方の求めている支援の内容を判断した上で、適切なサービスにつなげていく。あるいは区が直接サービスをしていくということが基本的な流れになっています。
委 員	この専門相談員という方は守秘義務があるとか、何か特別な資格を持った方なのでしょうか。
区民生活部 管理課長	守秘義務という点では公務員ですから、当然、公務員としての守秘義務あるいは区の職員としての個人情報保護条例における遵守義務が当然あります。資格としては、特に専門的な資格というのは考えていませんが、専門機関等の研修などを通して、心構えとかスキルなどを修得していきたいと考えています。
委 員	ヘルパーの派遣ということですが、一般のヘルパーの派遣と違って、相手が犯罪被害者の支援に係る対象なのだということが、ヘルパーにわかるようになっているのですか。
区民生活部 管理課長	ご懸念のことは十分理解できます。委託先につきましてはどこでも良いというふうには考えていません。例えば、被害者支援について理解のあるNPOなどの組織と契約を結ぶということと、被害者支援に対する理解、特にプライバシー保護ということもありますけれども、二次被害が非常に心配される場所ですので、そのような情報、スキルを修得してもらうことを考えています。
委 員	この項目ですが、何か強制的に聞くというのではなくて、聞いても個人が拒否すれば記載しないのでしょうか。
区民生活部 管理課長	おっしゃるとおりです。
委 員	だから向こうから、例えば財政的に困難であるという相談があれば、これは援助するかどうかということで所属だとか、そういうものを聞かなければ相談にならないわけです。だから何もこれは強制的に全部聞くということではなくて、拒否されればここは書きませんよということなのですね。
区民生活部 管理課長	そのとおりです。

会 長	ほかにございますか。特にないようですので、報告第17号を受けたことにします。諮問第38号、諮問第39号は決定ということにします。次は諮問第40号、住民基本台帳管理に関する業務の外部委託についてです。
委 員	住民票発行のチェックというのは、これからも今までと同様に有効に働くのかどうなのか、ちょっと気になるのですが、この申請は怪しいと職員が発見したり、ストーカーやDV被害に遭っているので発行を拒否している人もあるのですが、そういうのを委託した先の方が判断できるのか、いままで職員が培ってきたような経験則を伝えることができるのかどうなのか、ちょっと気になるのですが、いかがですか。
区民課長	住民票を発行するにあたっては、法律に基づいて処理するわけですから、それに基づいたマニュアルはきちっとしています。2つ目のご質問にありました例えばDVだとかストーカーといったものに関しては、事前に警察等との連絡を取って、どの方がその対象になっているのかというのは全部記録していますので、それに基づいて常勤職員の管理を含めて、委託業者に行わせていくことになりますから、そのような形での漏れはないと考えています。
委 員	この作業場所が庁内事務室ですよ。すると実態は派遣ということではないか。派遣になると区の職員が直接注意したり指導したりすることができるのですが、委託になると直接の指導はできないですけど、実態は派遣なのに、なぜ委託という形にしたのかお聞きしたいと思います。
区民課長	物理的に外でやらせるわけにはいきませんので、どうしても庁内のある1室を使いまして、そこでやっていただくという形になりました。それと派遣と請負委託の関係ですが、契約は確かに請負委託で、派遣ではない形でやらせていただきますけれども、常に委託側の責任者を常駐させて、その責任者を通じて各作業員に指示がいくようにしたいと思っていますので、実質的には派遣と同じような効力を生じることができるのではないかと考えています。
委 員	では、なぜわざわざ委託にしたのですか。派遣でいいのではないですか。
区民課長	派遣の契約というのはなかなか難しいものがありまして、人材派遣法に基づく形になると例えば待遇の問題などがあり、今回は請負委託という形にさせていただきました。
委 員	登録してある人はいいですよ、ストーカーとか区役所でわかるからね。いま、これからされる可能性があるということで、そういう人がいたとします。そういう人に対して、住民票を取りに来たような場合、これを防ぐのは、要するに区役所のマニュアルで防ぐということですか。
区民課長	少なくとも本人かどうかの確認が必要です。代理で住民票を取る場合には厳格に審査をさせてもらっていますので、その審査の方法等につきましてもマニュアル化されています。窓口の事務を委託するわけではありませんので、そういった意味での書類の審査、見方のほうから、いま委員が言われたようなマニュアルに書いて、派遣委託業者のほうには漏れのないような形で指導することになるかと思います。
委 員	なぜ委託にしたのか、派遣にしないのか、ちょっと理由がよくわからないので、私はこれは保留にしたいです。
会 長	ほかにございますか。
委 員	いま、派遣とか請負という業者で、いつもこういう人が来ますよというほかに、今日はこっちのほうに行ってくださいとか、そういうことが実際には広く行われているということがありますよね。そうすると、当初、会社から派遣される人とは別の所から違う派遣の人が、この仕事をしに来るということも、いま広く世間で行われている派遣労働者の問題のことを考えると、あり得ると思いますけれども、その辺はどういうふうに考えていますか。 実際に業務として個人情報のととても大切なところなので、しょっちゅういろいろな人の出入りがあって、行政のほうとしてはそのことがわからないまま、

	ただ派遣のそういうことで来ているみたいなことでは、いけないだろうと思います。その辺はどういうふうにチェックというか、考えていますか。
区民課長	請負委託をするにあたって、事前にどういう従事者に来ていただくかについては、名簿を提出していただくことになります。その名簿を提出していただいた方には、もちろん、それぞれ個人としての誓約書を書いていただくわけですが、少なくともその範囲内で区役所に人材を提供していただく形になりますので、いま委員が言われたように、急に全く知らない顔の人が来て、今日、明日仕事をして帰るとか、そういったことはないと考えています。
委 員	ここで委託先が民間業者というのは、派遣会社という理解でいいのですか。
区民課長	いわゆる業務のジャンルで分けると、派遣会社という所にはなると思いますが、先ほどから申し上げていますように、契約の形態としては請負委託という形を取りたいと考えています。
会 長	要するに契約の形態を取りたいということは、契約内容によってプライバシーの担保に若干でも役立てようということなのでしょう。
区民課長	そういうこともあります。具体的に会社を縛るといいますか、その会社のプライバシーポリシーとか、業務実績といったものも兼ね備えているか厳正に選んでいきたいと思っていますので、いま会長が言われたように、請負委託にした理由というの、まさに適正な会社を選びたいという趣旨もあります。
会 長	ほかにございますか。
委 員	請負というのを何で付けるのか、私にはわからない。請負というのは一定の仕事を頼んで完成したら、そのとおりにやらしたらお金を払いましょうというのが請負なのです。一定の仕事の完了が条件なのです。名前は甲さんと言おうが乙さんと言おうが、とにかくその中身は個人情報に漏れないようにやってくださいと、こういう内容でこういうふうに規制していますということであれば、名前は委託でいいのではないかと私は思います。
区民課長	請負という形で強調しすぎましたけれども、いま委員が言われたように、いわゆる業務自体、1つの仕事を委託させていただくというイメージのほうが、むしろ正確だったかもしれません。
法規担当課長	補足させていただくと、前回、国勢調査のときも、マーカーするのを業務委託でやりましたけれども、その場合も個人情報を庁外に持ち出すということは、非常に危険性が危惧されました。今回の委託も、庁内から個人情報を出さないということで、前回同様に履行場所を庁内にしているものです。形態だけ見ると人が来るから派遣かと言われると、いわゆる派遣法に基づく派遣の業務ではないということで、業務委託契約できちんとした会社に守秘義務を課し、仕様書等もきちんと定めて個人情報に漏れないようにやっていきたいということで委託契約となっています。
委 員	委託業務の中身で、「発送した証明書に係る請求内容の問合せ等についても対応する」とありますね。この場合は、いわゆる職員が証明書を取ってその人に送った場合と、こういう方が来て仕事として送った場合とは、違いがわかるようにやるということなのでしょう。ここはそういう意味なのでしょう。
区民課長	違いがわかるような仕組みで仕事を実際に組みますので、実際に郵送請求に関しては業者のほうに問合せができるという形になります。
委 員	そうすると、その問合せなりその内容に瑕疵というか支障があった場合は、最後は役所のほうが責任を取るということになるのでしょうか。
区民課長	常勤職員の管理下に置くというのは、問合せの業務も含めて管理下に置きますので、そちらのほうでももちろん責任を取らせていただきます。
会 長	同じことになるのでしょうか。そうでないとおかしいではないですか。委託会社が送った場合と区が直接送った場合で、郵送業務の効果が違うというのでは、おかしいではないですか。同一でしょう。
区民課長	今回、常勤職員がやっていたものを一部、事務処理の効率化を図るために民

	間事業者に委託するということですので、会長が言われたように、その効果については全く今までと同じという形です。
委員	区役所の同じ封筒で送るのでしょうか。封筒の色が違うとか、そんなことはないのでしょうか。
区民課長	それはありません。
委員	要するに指揮監督の下に来た人を使って、はっきり言えば職員の人件費とか高いから少しでも安い人に来てもらって、自分らの監督の下で業務をさせますと、こういうことなのでしょう。
区民課長	そういうことです。
委員	例えば、ある業務の受託先誰々とか表示している文書が、銀行関係などでも来ますよね。いまのは杉並区ないし杉並区役所何とかで来るのですか。いま偽装業務請負というのは国会でも問題になっているぐらいなので、秘密さえ守ればどういう形態でもいいよということもあるけど、やはり区が自治体としてやるのが外から誇りを受けるようなことがあってはならないし、実態は派遣だと言われたけど、受託先の職員と受託先とのいろいろな関係だとか、いろいろなことが後でトラブルにならないように、これは4月からですが、もう少し検討したほうがいいのではないかと思ったのですけどね。
会長	いろいろ議論もありませんかと思いますが、諮問第40号の外部委託についてですが、保留3名で決定とします。次はすぎなみ地域大学に関する報告第18号、諮問第41号、諮問第42号について、ご質問、ご意見がございますか。
委員	15頁の記録の項目で、生年月日というのがありますけれども、生年だけで十分ではないかと思えます。住所、氏名、性別、生年月日、連絡先があって、月日を書いてしまいますと個人が特定できてしまいますから、月日は要らないのではないかと思えますが、いかがですか。
すぎなみ地域大学 担当課長	この年齢については、あくまでもこれから始まる事業に対する受講生の統計上のデータと捉えていまして、実際に取得する際には、いわゆる受講申込日現在の年齢ということも含めて、十分工夫してまいりたいと思えます。
委員	生年だけで、月日は削除なさるおつもりだと考えてよろしいのでしょうか。
すぎなみ地域大学 担当課長	この業務登録の対象については、受講生の他に講師も含まれておりまして、講師につきましては略歴等の記録の関係から生年月日でいただきたいと考えています。
委員	受講生は要らないのですか。
すぎなみ地域大学 担当課長	受講生については、先ほど申し上げましたように統計上の関係というところで、実際には生年月日まではいただくつもりはありません。
委員	いただかないということですか。
地域大学担当課長	はい。
委員	そうすると、受講生のところの社会活動等の情報というところで、学歴・経歴、発言内容とありますが、この辺はどうなのですか。
すぎなみ地域大学 担当課長	学歴・経歴については、これは講師の方について先ほど申し上げたような趣旨で記録するものです。
委員	発言内容も同じですか。
すぎなみ地域大学 担当課長	発言内容については、これは講座等のいわゆる要録と言いますか、中身を記録するという関係で記載しているものです。
委員	発言や容貌・容姿についても、個人情報なので本人同意がないと取れないというふうに条例には書いてあったかと思えますが、例えば受講生が「発言内容を記録しないでください」と言ったら記録しないことになるのですよね。その旨については、講座の前にちゃんと周知徹底なさるといったことなのでしょう。
法規担当課長	この個人情報登録票にありますように、個人情報の収集は本人ですから、本人同意のないものについての収集はしないということになっています。

会 長	ほかにございますか。ないようですので報告第18号は受けたことにします。諮問第41号、諮問第42号は決定とします。次はNPO等の活動推進に関する業務で、報告第19号、諮問第43号について、ご質問、ご意見がございませうか。
委 員	17頁の9の学歴・経歴についても、同じことが言えるのでしょうか。
すぎなみ地域大学 担当課長	講師の方のパンフレットなどを作るときに当然、講師の方の学歴や経歴を入れさせていただきます。それでこれは設定しています。
委 員	17頁は全部講師ですか。
地域大学担当課長	講師を前提にしています。
会 長	受講生と講師というのは、こういうときに一緒の項目になってしまっているのですが、分けておいたほうが誤解が生じなくていいのではないかと思いますので、今後はよろしくお願ひします。ほかにございませうか。なければ報告第19号は受けたことにします。諮問第43号は決定とします。
諮問第44号、諮問第45号、諮問第46号、諮問第47号	
会 長	次は諮問第44号、諮問第45号、諮問第46号、諮問第47号について、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	諮問第44号、諮問第45号、諮問第46号、諮問第47号について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございませうか。
委 員	23頁で、このレセプトの内容がわからないのですが、これを検索するときはキーワードは何になるのでしょうか。例えば杉並花子という個人名で入力するのか、無関係な個人番号で管理されているのか。例えば個人名で管理されているとすれば、検索すると、これまでの病歴や受診歴がずらずらと出てくるのは嫌だと思うのですが、どうなのでしょう。
国保年金課長	個人名で検索が可能になります。
委 員	同じ項目ですが、ネットワークの回線は「専用回線」と書いてありますけれども、この目的以外には使わない独立した専用回線なのですか。住基ネットは通常はほかの回線に乗っかっていますけれども、これも同じように別の所も共有していて、特定の時間だけこれに使うという回線なのでしょう。
情報システム課長	いわゆる専用線と言われるものが、物理的に線を引いているのか、VPNという仮想的な専用線かというお話だと思ひますが、現在、物理的に国保連合会と引くという形では取っていませんので、バーチャルなVPNという技術的に専用回線を作成して、そこにデータを通すという形で通信を行っているものです。
委 員	同じ項目で、内容のところ処理が何点か出てきていますね。この処理をするときというのは、一旦、ダウンロードしないと並べ替えなどの処理ができないと思ひているのですが、このコピーしたデータの保管とか破棄というのは、どんなふうになるのか。そのための根拠法令というのがあるのでしょうか。
国保年金課長	ダウンロードはしません。画面上で全部レセプトを点検するということです。
会 長	ほかにございませうか。
委 員	記録の項目でいくつか中身がわからないので説明していただきたいのですが、24頁の「11入外区分」、「28特殊コード」、25頁の「77障害マスタ」、「79他法調整分」というのは、例えば老人保健医療以外の法律が適用されている場合には、そのことが記入されるという意味なのか、27頁の「392収受番号」はどういう意味なのか、簡単に結構ですから説明していただけますか。
国保年金課長	11の入外区分は入院外来の区分という意味です。28の特殊コードは診療内容の項目です。77の障害マスタは都の医療助成制度の内容についての受給の有無の内容です。79はいろいろな医療制度以外の公費で医療を受けている方について、高額医療費を計算する際に使われる調整の内容です。

会 長	ほかにございますか。
委 員	23頁ですが、個人の名前ではなくて、確か前回にも介護保険で区民1人に1つの固有の番号を使って、老人介護保険事務処理をするというお話があったと思います。そういうことは技術的に不可能なのでしょうか。あるいは検討しているのでしょうか。
国保年金課長	老人保険の対象者に対して付番している被保険者番号というのはありますので、それでも管理することは可能です。
会 長	ほかにございますか。ないようですので、諮問第44号、諮問第45号、諮問第46号、諮問第47号は決定とします。
報告第20号、諮問第48号、報告第21号、報告第22号、 報告第23号、報告第24号、諮問第49号	
会 長	次は報告第20号、諮問第48号、報告第21号、報告第22号、報告第23号、報告第24号、諮問第49号について、一括して事務局から説明をお願いします。
法規担当課長	報告第20号、諮問第48号、報告第21号、報告第22号、報告第23号、報告第24号、諮問第49号について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますか。
委 員	38頁の個人情報の記録の内容のところで、右側の社会活動等の情報という項目です。40頁にも同じような枠がありますけれども、学歴、職業・勤務先、受賞歴、団体加入の有無等とありますが、それぞれの項目がどのように必要とされるのか説明してください。
東福祉事務所所長	知的障害の方ですと、養護学校などに通っているといった学歴が必要になってきます。
障害者施策課長	それぞれ障害者の方の相談とか支援をするにあたり、ご本人の状況を把握しながら適切な助言、指導を行うということで、団体につきましては、それぞれいろいろなスポーツ活動であるとか趣味の活動団体であるとか、あるいは障害者のいろいろな会がありますので、その団体を把握しておくということで、個人情報の記録項目としているものです。
委 員	受賞歴とか職業・勤務先というのは、どのように必要ということなのか。
障害者施策課長	職業・勤務先につきましては、いわゆるケースワーク業務の1つとして、勤め先、会社等の相談を受ける場合があります。受賞歴につきましては、杉並区の中で障害者の自立表彰とか各種の表彰制度というものもございます。このことから、勤続年数の長い方とか、今度区長が表彰しようとか、あるいは都知事の表彰もございますので、記録項目としているものです。
委 員	一連の個人情報登録票の中で、社会活動等の情報の項目があつたりなかったりしますが、これは何か全体的に統一したマニュアルというか、考え方と規定の仕方というのはあるのですか。
障害者施策課長	福祉事務所関係の身体障害者、知的障害者につきましては、先ほど申し上げたところですが、身体障害者につきましては社会活動ということで、自動車運転免許を取るときの費用助成であるとか自動車の改造費助成等がございますので、免許証番号も記録しているものです。
保健予防課・保健センター	いまの身体障害者福祉に関する業務と、知的障害者福祉に関する業務は、それぞれ福祉事務所のケースワーク業務に関わるものですので、かなり社会活動等の情報も必要になってきますが、自立支援給付に関する業務や精神障害者の医療に関する業務については、給付に関する業務ですので、特にそのような社会活動等の情報までは必要ないということです。
会 長	ほかにございますか。
委 員	46頁の外部委託記録票ですが、委託の条件のところに第三者への提供の禁止というのがあり※が付いています。例外規定がこの第三者提供禁止の項目に

	付くのは今回が初めてだと思いますが、高井戸保育園の指定者管理制度への委託でも医療に関する分野に限定されていまして。今回、こういうのが初めて出てきたというのは、どういうことなのでしょう。説明をお願いしたいと思います。
法規担当課長	保育園のときもそうでしたし、前回のこの業務で就労あつせんする時もあります。就労あつせんの部分は今回はありませんが、就労あつせんする場合も、生活保護を受けている方が新たに職業に就くわけですから、就業先の相手とか、いろいろな事業者、会社を紹介するのが就労あつせんの時の本来業務になりますので、そういう時に、すべて一律にこの第三者提供を禁止にすると仕事になりませんので、それは委託の仕様書なりで条件を付すということですが※が付いていて、それは今回の支援の拡大でも同じような考え方です。
会 長	ほかにございますか。
委 員	46頁の民間業者というのは、これはどういう民間業者になるのですか。
西福祉事務所所長	民間事業者としていま考えているところは、就労支援を重点的に考えたいものですから、例えば路上生活者自立支援センター、あるいは緊急一時保護センターなどから委託を受けていて、元ホームレス等の就労に実績があるような事業者を考えています。
委 員	ホームレス関係でいろいろ問題になっているような所も、事業的にやっているというので社会的にもいろいろあるのですが、もちろん、そういうような所は当然対象外ということでもいいわけですか。それと、就労してその人が自立していく過程の中で、ここにあるような情報がどういうふう管理されて、いつまでどうするのかというのは、その辺はどういうふうに見るわけですか。
西福祉事務所所長	いま現在、就労のみ委託していますが、その個人情報につきましては、ちゃんと就労して自立した場合は、すべて紙ベースのものは福祉事務所に返していただくようにしています。
会 長	ほかにございますか。報告第20号、報告第24号は受けたことにします。諮問第48号、諮問第49号については決定とします。ここで、休憩を取りたいと思います。
(休憩)	
報告第25号、報告第26号、報告第27号、報告第28号、 諮問第50号、諮問第51号、諮問第52号、諮問第53号	
会 長	再開いたします。次は報告第25号、報告第26号、報告第27号、報告第28号、諮問第50号、諮問第51号、諮問第52号、諮問第53号について、一括して事務局から説明をお願いします。
法規担当課長	1箇所資料の訂正をお願いいたします。正誤表に記載していないのですが、47頁の表のいちばん下、左から3つ目の欄の新登録業務名の所ですが、「認知高齢者」を「認知症高齢者」にご訂正をお願いしたいと思います。
情報システム課長	報告第25号、報告第26号、報告第27号、報告第28号、諮問第50号、諮問第51号、諮問第52号、諮問第53号について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありますか。
委 員	57頁の上に「介護サービス事業者等の指定・指導等に関する業務」とありますが、介護サービス事業者というのは、最近非常に多くなっているグループホーム、小規模介護サービス施設といったものも含めてということになるわけですか。
介護保険課長	今回、認知症のグループホーム等については区の指定・指導ということになりましたので、そういった事業者が含まれております。
委 員	49頁の社会活動等の情報のいちばん下の欄に、謝礼・報酬額と書いてあるのですが、これはどんなことが生じて、記載しなければいけないことになったのですか。
高齢者在宅	こちらは介護予防事業を行うに当たり、非常勤職員の理学療法士、看護師な

サービス課長	どといった、いろいろな専門職に来ていただいておりますが、そういった方々の謝礼・報酬を支払うという必要がありますので記録項目としています。
委員	49頁の統合される事業、介護予防事業と、53頁の補完的な細かいサービスも統合されるわけですが、この場合、情報として社会活動等の情報の欄に、49頁では5項目ありますが、53頁、55頁のサービスについてはこういった項目はありませんね。これは必要ないというように考えていいのですか。
高齢者在宅サービス課長	介護予防のサービスについては、先ほど申し上げたようないろいろなスタッフが必要ですので、こういった項目が記録項目として必要です。生活支援サービスについては、主にそういったスタッフというのは来ていただいてやっているわけではありませんで、業者に委託していることがほとんどですので、こういった記録項目というものは特に必要はないと考えております。
委員	ただ、52頁の業務の内容を見ると、例えば家事付添いサービスはヘルパーを派遣するわけで、あるいはショートステイというものであれば、どこまでが必要かというのは、棲み分けが結構難しいと思います。必要なけれどもいいのですが、その辺が曖昧だなと思ったので。
高齢者在宅サービス課長	ただいまの件ですが、先ほどの介護予防事業については、来ていただいている専門職の方は非常勤職員という扱いで、また中にはボランティアの方もおりますので、そういった方々の活動状況を記録し、今後に活かすためにこの記録項目を設けているもので、生活支援サービスについては法人に対する委託という方式で行っておりますので、特にこのような記録項目は設けていないということです。
委員	いまの所なのですが、ボランティアや専門職の方の情報ということは、49頁の「対象となる個人の範囲」に、それが入らなければいけないのではないですかね。
法規担当課長	すみません。おっしゃるとおりです。これですと高齢者に限定していますので、こうした部分が読めませんので、「等」を付けさせていただきたいと思います。
委員	はっきりお書きになったらいかがでしょうか。
区長室長	この辺の所は先ほど会長からもご指摘がありました。いまの表ではサービスの対象者とサービスを提供するものが一緒の項目になっていて、わかりにくくなっておりますので、その辺は少し改善して、区分けができるようにしたいと思っております。
委員	教えてもらいたいのですが、57頁で法人名、役職、職歴、資格とあるのですが、例えば役職者というのは代表者を書くのでしょうかけれども、この人は資格がなくてもいいのですか。
介護保険課長	ここの役職者については、経営している法人の方の代表者という形になりますので、資格については問いません。なくても結構です。
委員	関連なのですが、区長室長が言われたように、受ける方とサービスするほうとの個人情報の問題で、棲み分けをちゃんとしないといけないということなのですが、49頁について言うと、先ほどの非常勤とボランティアの人について、いくつかの情報を集めると。それはどういうものを集めるのだということ、ここではっきりしないといけないのではないかと。そうでなければ、ちょっとここが進んでいかないのではないかと。その辺は具体的に示すようにしていただきたい。サービスをするほうの人はどういう情報を取得するのか、記録するのかということを示す必要があるのだろうと思うのですけれども。
委員	それと付随しますが、先ほどおっしゃった、例えば介護支援専門員などは、本当に専門職ですから当然なのかもしれませんが、本人以外という部分に例えば配食にかかわるボランティアの方までも含めてしまうのかということも、非常に問題になってくるとは思いますけれども。

高齢者在宅 サービス課長	49頁の中で、従事職員の方について必要なのが、先ほどの社会活動等の情報という部分のほかに、生活状況等の情報という中のいちばん下の口座の情報、これは報酬の支払い等で必要です。それと住民記録等の情報の中で、氏名、住所、電話番号といったところが、一応、従事職員のほうにも重複しているという部分です。
委 員	性別は入らないのですか。
高齢者在宅 サービス課長	性別は、特に従事職員ということでは収集はしておりません。
委 員	そうすると、いまの49頁の対象となる個人の範囲という中で、これはあくまでサービスを必要とする、される側の高齢者が対象ということに受け止められるわけで、するほうの業者等の社会活動の情報の収集などと、関係なくなってしまうのではないですか。そうすると、いま言われたように、はっきり対象になる高齢者とサービスをする側の業者・事業者・個人も含めて分けないと、これはどうも曖昧な感じになってしまうので、その辺をもう一度、確認したいのです。
高齢者在宅 サービス課長	いまご指摘のとおりだと思います。今回は、いままで登録をしていた事業を複数、一緒に大括りにするというので、このようなことが生じておりますが、確かにご指摘のとおり、非常にわかりづらくなるという部分がありますので、そういったものを分けて、誰が見てもわかるような形にしていくべきだと考えておりますので、今後、事務局などと相談させていただきたいと考えております。
委 員	だから、今後のことはそうすると、いまここで介護予防事業に係わって、サービスをする側と受ける側というのは、どのように個人情報の記録がされるのか、棲み分けをはっきりしないといけないのではないかと。いま委員が言われたように、対象となる個人の範囲は必要とされる高齢者なので、これはサービスを提供する側のほうの範囲の話ではなくなると。だから、それは先ほどの説明からすると、また違う範囲の所になってしまうので、その辺をもう少しちゃんとする必要があるのではないかと。口頭なら口頭説明で、こういうことですよということになって、はっきりすれば、今回の場合はそれはそれでいいということに私は思うのですけれども。
委 員	補足させてもらいますと、いまの説明の中で、社会活動というのは、要するに介護予防サービスを必要とされる方が、される前の社会活動と状況ということで、予備知識的にチェックするのが必要ですが、あくまでサービスを受ける側の高齢者というように限定すると、この内容は必要ないだろうということになるわけです。ですから、この場で対象になる高齢者については、社会活動の情報は要りませんよと。あるいは要るのかわかりませんが、要らなければ、この際にこれは抹消して、別に改めて次の機会に事業者の社会活動等の情報についての項目が必要ならば、これを載せるということにしないと、いま委員がおっしゃったように、このままだとどっちつかずのおかしな形になってしまうので、それをまずはっきりさせてもらいたいということになるわけです。
法規担当課長	おっしゃるとおりだと思います。いまは、様式が全部一体になっているので、そういう誤解とわかりづらさがあるので、これは高齢者部分と介護の従事職員部分とに分けて表示する必要があると思います。
会 長	こうすればいかがでしょうか。この必要とされた高齢者および介護支援専門員ということになるのですか。 この対象となる個人の範囲をそうして、この場で口頭説明を行う。要するに、座長としては決定したほうがいだろうと思うのですが、社会活動等の情報、それから、いままで伺っているところで言うと、生活状況等の情報の口座、この2つはどうやら介護支援専門員のほうですよ。だから、この個人情報の記録の内容の所に、もう1つ線を入れて、「介護支援専門員」という

	項目の所で、社会活動等の情報の5つを下に下げて、それから口座等とすれば、一応、格好がつくのではないだろうかと思うのです。
委員	記述の仕方は事務局にお任せするとして、どれとどれが要るのかということをお口頭で説明されるのがいいというわけですから、説明していただければいいですよ。
高齢者在宅サービス課長	先ほどと同じになりますが、この事業を実施する側の情報、スタッフの情報として、いちばん右側の社会活動等の情報という所にある5項目と、生活状況等の情報の最後の口座の所と、住民記録等の情報の氏名、住所、電話番号になります。
会長	それでよろしいですか。
委員	それはサービス受益者とはダブっていないですか。
会長	書き分けたわけですよ。
区長室長	業務の名称は、「介護予防事業に関する業務」で登録していますので、似たようなものは、ほかにもいろいろその事業の中にあります。ただ、今回こういった問題が出ておりますので、今日を対象となる個人の範囲の所に、先ほど会長がおっしゃったように、必要とされた高齢者および事業従事者のような形で記載して、他の委員からお話がありましたように、記録の内容の所は従事者についてはどれなのか、わかるような形で整理して、次回このようにやりましたという報告をさせていただくという条件で、よろしくお願ひしたいと思いますが。
会長	いかがでしょうか。そういうことでよろしいですか。
委員	何が入るかによって、賛成か保留かということも考えなければいけないかと。
委員	これから増えることはないのでしょうか。
会長	書き分けるだけです。
区長室長	いま担当課長からお話したとおり、従事者の記録項目は先ほどお話ししたとおりですので、これに新たに加わるものは別にありません。
委員	先ほど言った57ページですが、要するに代表者は資格がなくてもいいのだ、法人名を書くのだということになると、これは個人では受けられないということなのですね。法人でなければいけないと。
介護保険課長	法人でないと、この事業は実施できません。
委員	そうすると、下のほうの資格というのは、法人の資格を言うわけですか。
介護保険課長	これは個人として持っている資格でありまして、介護については、例えば介護福祉士などの資格があります。
委員	そこで働いている人全部という意味ですか。
介護保険課長	代表の方、管理者のみです。
委員	だから、管理者が持っていなければ、ここは「ありません」と書くのですか。
介護保険課長	法人の代表者と管理者と、その2つです。
委員	分けると、代表者は持っていなくてもいいと。管理者だけ持っていればいいのだと。そういうことですか。
介護保険課長	管理者については、基準に当てはまる場合に資格が必要ですから。
委員	わかりました。
会長	そういう所も、やはりそのようにきちんと書いたほうがいいですよ。法人名と代表者名、具体的な事業に当たる人ですか。
法規担当課長	そういうものは先ほどと一緒に、書き分けるものと備考欄がありますので、注を付けるなどして少しわかりやすくしたいと思います。
会長	ほかにありますか。ないようですので、報告第25号、報告第26号、報告第27号、報告第28号は受けたということにいたします。諮問第50号、諮問第51号、諮問第52号、諮問第53号は決定ということにいたします。

報告第29号、報告第30号、報告第31号、報告第32号、 諮問第54号、諮問第55号、諮問第56号、諮問第57号	
会 長	次に報告第29号、報告第30号、報告第31号、報告第32号、諮問第54号、諮問第55号、諮問第56号、諮問第57号について、一括して事務局から説明をお願いします。
法規担当課長	報告第29号、報告第30号、報告第31号、報告第32号、諮問第54号、諮問第55号、諮問第56号、諮問第57号について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありますか。
委 員	確認です。67頁の慢性児童の疾患に対する補助ですが、東京都でやっているのを区でもやるということになると、両方で費用負担ができることになるのか。東京都のほうの費用をもらっている方が、今度は区でも申請した場合に、東京都のはもう駄目だと、資格喪失ということになるのか。これを見ると、どちらももらえるような感じになってしまうので、その辺を確認したいというのが1点です。 もう1点は、74頁の児童虐待防止ということになると、多分にPTSDという問題が絡んでくるのであって、おそらく単なるヘルパーだけでは処理できない問題も出てくるだろうと。ですから、そこに臨床心理士といった資格がある人も必要になってくるのではないかと。いわゆるヘルパーの資質の問題が出てくるのではないかとと思うのですが、その2つについてお願いしたいと思います。
保健予防課長	最初の小児慢性特定疾患のほうですが、医療費の助成は現在、東京都が行っており、今後も東京都が行います。なお、今回、ベッド、車椅子、便器などの日常生活用具の給付については、新たに区が助成を行うというものです。
児童課長	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務についてのご質問ですが、臨床心理士等はもちろん必要で、現在も児童青少年センターを中心に虐待予防業務をやっています。当然、必要に応じて保健センターや保健所と連携をとっています。今回こういった事業を開始するのは、養育困難や遺棄されているご家庭ですと、掃除などができないという方がいらっしゃいますので、そういう家庭についてはヘルパーを派遣して、身の回りの整頓などをしてもらい。必要に応じて区の職員が一緒に行く場合もありますし、お子さんについて、臨床心理士などの相談が必要な場合には保健所、保健センター、必要な機関に連絡をとってきちんと関与していくということになっています。
委 員	わかりました。
委 員	68頁の個人情報記録の内容の所ですが、財産等の情報の項目で、建物の状況とありますが、これはどのように必要とされるのか、説明をお願いします。
保健予防課長	こちらは先ほど申し上げましたように、ベッドや車椅子等の給付がありますので、部屋の広さ、1階建てなのか、2階建てなのかなど、建物の状況を収集する必要があるということです。
委 員	74頁の児童虐待の派遣日数ですが、これは一律3ヶ月で15日ということでしょうか。
児童課長	一律ということではなくて、状況に応じて日数を減らしたりすることがありますが、基本的に1週間に1回行くと大体3ヶ月で15日ぐらいになります。当然そのご家庭の状況に応じて延長などもありますので、原則として3ヶ月で15日ということでお考えいただければと思います。
会 長	ほかにかがでしょうか。ないようですので、報告第29号、報告第30号、報告第31号、報告第32号は受けたことにいたします。諮問第54号、諮問第55号、諮問第56号、諮問第57号は決定ということにいたします。
報告第33号、報告第34号、報告第35号、報告第36号、報告第37号、諮問第58号、 諮問第59号、諮問第60号、諮問第61号、諮問第62号、諮問第63号、諮問第64号	
会 長	次に報告第33号、報告第34号、報告第35号、報告第36号、報告第

	37号、諮問第58号、諮問第59号、諮問第60号、諮問第61号、諮問第62号、諮問第63号、諮問第64号について、一括して事務局から説明をお願いします。
情報システム課長	報告第33号、報告第34号、報告第35号、報告第36号、報告第37号、諮問第58号、諮問第59号、諮問第60号、諮問第61号、諮問第62号、諮問第63号、諮問第64号について説明。
会 長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありますか。
委 員	自転車の安全利用に関することですが、これは、子供に渡すいわゆる免許証みたいなものを発行することになるのでしょうか。
交通対策課長	他区では自転車免許証と呼ばれている例もあります。それと同様のものです。お子様に発行いたします。
委 員	小学生を持っているお母さんなどと話をしますと、最近、子供に関する個人情報というものを、どうしても出さなければならない学校関係以外には、できるだけそういうものは出したくないということで、すごく神経質になっている方が多いですね。しかも、そういうものがあると、落としたりするということもありますので、こういうものは例えば生年月日、電話番号まで必要なのかということを私は懸念するのです。保護者の了解を取っているわけではなくて、本人から情報を得るわけですよ。その辺をもう少し詳しく教えていただきたい。
交通対策課長	申込みに際しては、保護者の方の同意を得る予定です。また、免許証自体については、学年を表示しないものですから、高学年まで在学中すべて使うものですから、学年の代わりに生年月日を表示したいと考えています。また、電話番号については、免許証自体には登録いたしません。こちらのほうで、連絡用として個人情報を収集するものです。
委 員	確認なのですが、79頁の特定施設というのはどういうものか、教えていただきたいと思うのです。
建築課長	特定施設ですが東京都の福祉のまちづくり条例の中に規定があり、建物の種類が医療施設、公共施設など21種類あり、その中で面積が例えば5,000平米以上、2,000平米以上、それぞれが対象になるものが特定施設というものになっております。
委 員	79頁の「ハートビル条例対象外の施設について」、要するに対象を概ねこれにしているというのですが、これが何であるかわからないと、このメリットが理解できないので説明をしていただきたいと思います。 先ほどの自転車の安全利用証ですが、本人がこういうものを受けて、「俺はこういうものを持っているんだぞ」ということで、自覚を促すというのか、「俺も負けずに取ってやろう」というところが効果・メリットなのかと。そして、効力の及ぶ期間、更新などは、これは学校名は書くようなのですが、小学校4年生から6年生の間だけ効力というか、そういうものを貼っていいのか、ずっと貼って、中学になっても貼るということはある得ないとは思いますが、その後のことはどのように考えているのですか。
建築課長	まず、ハートビル条例の関係ですが、ハートビル条例は東京都の条例で、その基になるのがハートビル法です。法律上は、通称ハートビル法という条項があり、それに基づいて東京都が条例を作っています。法は、建築基準法に準用されるような規定になりますので、建築基準法の中で、建築確認を審査するときに絶対守らなければならない規定になっております。それがハートビル条例です。 今度、東京都の福祉のまちづくり条例については、建築基準法とは直接関係ありませんが、さらに努力義務として努力をしてほしいという特定施設を決めて、内容を決めたものが今回こちらにお出ししている特定施設の届出になりまして、あくまでも努力義務として届出していただくものです。

委 員	端的に事例でお示しいただけますか。
建築課長	例えば、医療施設、診療所ですが、延べ床面積が500平米を超えたものは、ハートビル条例の対象になります。いま500平米以下については対象になりませんが、福祉のまちづくり条例では、どんな小さいものでも対象になります。
交通対策課長	利用証の件にお答えします。効果については、いま委員がおっしゃったように、最近、年代を問わず自転車のマナーが悪く、またルール違反がかなり目立ってきております。そういう面で、お子さんのうちから、しっかりとマナーとルールを身に付けていただく。他区の状況を聞いてみると、お子さんが免許証を持つことによって、だいぶ自覚が違って来たというようなお話を伺っております。なお、自転車にも免許証を持っているというようなシール、ステッカーのようなものを貼っていただくことにしたいと思っております。また、有効期限ですが、利用証自体に有効期限として小学校卒業までと入れさせていただこうと思っております。
委 員	81頁の自転車安全利用証に関することなのですが、この自転車安全利用証というのは、運転免許証と同じ様式だと思っていいいのでしょうか。住所、氏名、生年月日、顔写真などが貼ってあるのですか。
交通対策課長	記載の内容ですが、83頁に書いてあります。名前、生年月日、学校名、顔写真を予定しております。外見上は普通の免許証のように立派なものというか、持って自覚が生まれるようなものを用意したいと考えております。
委 員	その顔写真というのは、撮ったものはデジカメかフィルムかわからないのですが、マザーがどこかにストックされているということなののでしょうか。それはどこにあるのでしょうか。警察にあるのでしょうか、区役所にあるのでしょうか。
交通対策課長	申込書に、各保護者の方に写真を1枚添付していただくようにしたいと思っております。
委 員	保護者が写真を用意するということですか。
交通対策課長	はい。
委 員	その免許証というのは、持ち歩かないようにという指導はするのでしょうか。
交通対策課長	私どもとしては、裏側に自転車のマナー等を記載したいと思っておりますので、できればそれを身に付けて自転車に乗っていただきたいと思っております。
委 員	子供が自分の個人情報、顔写真入りのものを持ち歩くというのは非常に不安ですので、これは考え直していただきたいと思っております。
交通対策課長	4項目のうち名前と学校名以外は希望と申しますか、載せてほしくないものについては載せないようにしたいと考えております。
委 員	顔は載せるということですか。
交通対策課長	顔写真も、希望によっては落とすということです。
委 員	そのご説明ですが、これはやはり了承できない。
会 長	保留していただければ。
委 員	説明では、講習を受けて免許証みたいなものが出る。基本的には、それを本人が持って自転車に乗る。そうすると、例えば交通違反というか、マナーが悪かったり、信号で危ないときに渡ってしまったり、そんなケースがあると思いますが、その際、例えば警察の方がいて、「ちょっと待ちなさい。そんなことやっちゃ駄目じゃないか」と言ったときに、それを持っていると、いまで言うと未成年の子供の名前と学校がわかったり、ついでにそこで警察が「あなたはどこに住んでいるんだ」とか、「お父さんは・・・」とか、職務上いろいろなことを聞くようなことが起きる可能性が十分あると思うのです。児童生徒に対して、警察がそういうことを聞いて、警察がその情報をメモしたりするということも、起きるのではないかと。そうすると、児童生徒を通じて、警察のほうにそういった情報が行くようなことというのはどうなのかなと思います。

会 長	システムそれ自身についての批判というのは、考えればいろいろと出てこようと思いますが、いま説明があったように4項目あるわけですね。それで載せなければ載せなくてもいいということになっているわけで、必ずこれをやらなければいけないということはないわけでしょう。嫌な子供はやらなければいいわけです。
委 員	これは難しいです。
会 長	それは難しいですよ。
委 員	決まりの上では、確かに学校で・・・。
会 長	だけど、この委員会の審議内容との関連でお考えいただきたいと思います。
委 員	要するに強制的に全4年生にそれに持たせるということなのですか。
交通対策課長	これは学校に対しても希望をとります。
委 員	希望なのでしょう。
交通対策課長	そうです。
委 員	だから、嫌だと言えばそれまでなのでしょう。
交通対策課長	発行いたしません。
委 員	だとしたら、必要なこと以外は載せなくてもいいというところは、きちんと強調して、子供または保護者に言っていただきたいのです。親のほうは、いまそういう子供の個人情報を出しただけ出たくないと思っている。防犯上とかそういうのもあって、本当に親の気持はそういうことだということ、十分理解していただきたいと思います。
委 員	77ページですが、先ほどから言うように資格というのと、57ページの同じような法人、役職、こちらは職歴が付いていて、下のほうの項目なのですが、77ページの資格というのは、誰の資格を言うのですか。管理職ですか。
建築課長	まず、これは対象になる個人の範囲が建築主、設計者、工事施工者、工事監理者ということになっておりますので、一般的には設計者に1級建築士、2級建築士などの資格があるということですが、そういう方の資格です。
委 員	それを登録するということですか。
建築課長	そうです。申請上、どういう方が設計されたかが必要です。あと工事施工者、監理者についても資格の必要がある場合がありますので、そういうものも資格ということで収集します。
委 員	1人ではなくて、たくさん載せることがあるということですか。
建築課長	建築主は普通ありませんが、設計者、工事監理者は資格が必要な場合がありますので、そういう方は取ります。それから、工事施工者も工事の関係の資格が必要な場合があります。
会 長	これも先ほどから議論になっている書き分けの問題ですよね。4つもあるものを一括してやると、建築主についてまで法人名、役職、資格などを記載させるのかという議論になってしまう。4つ対象があって、それぞれについて違うわけなので、今後は書き分けて提出していただきたいと思います。
法規担当課長	そのようにさせていただきます。
委 員	必ずしも書き分けではなくて、☆を付けて備考欄に「誰々」と記載して済むのだったら、それでもいいと思います。そういう意味の書き分けですね。別の用紙という意味ではないですね。
会 長	そうです。
委 員	わかりました。
委 員	いまの77ページですが、指導の助言をするのは、設計者に対してやるというように捉えていいのですか。
建築課長	まず、届出を出していただくのは建築主ですが、区として指導・助言するのは建築主を含んで、設計者・施工業者、それから監理者ということですか。
委 員	場合によっては、それを直す場合もあるということですよ。

建築課長	内容によって、浸水対策に必要な措置を、届出を出していただいて、その中で問題があるようなことがあればお話をするということがあります。
委員	次の81頁なのですが、いま大人も含めて、子供たちの自転車のマナーが悪くて、自転車による事故が大変多くなっているの、区でこういった形をとられたことに評価するところです。ただ、この免許証は、ご父兄が何も載せないでくださいと言ったら、何も無いカードになるわけではないですね。
交通対策課長	先ほど申しましたとおり、83頁の4項目がありますが、お名前と学校名については載せさせていただきたいと思いますが、生年月日と顔写真については、任意にしたいと考えております。
委員	そのカードには、裏にはマナーが載っているということで、例えばこれを取得した場合は、名前が載るわけですね。もしもご父兄が載せたくないと言った場合に、何もなくなるというものでないということを確認したいのですが、いまのとおりでよろしいのですね。
交通対策課長	名前と学校名については記載させていただきたいと思います。
委員	質問というよりは、先ほどから出ているように、児童に対する犯罪が非常に多いので、犯罪にいかにも利用されないように発行し、運用するかというところだと思うのです。だから、例えば番号があって、学校があって、カードがあっても、友達のを盗んだり、誰かに借りたりというので持っているかもしれないのですが、持っていること自体に意味があるのだから、場合によっては名前などはなくてもいいような気もするのですが、いずれにしても児童なり父母の要望をよく聞くことと、運用については慎重にさせていただくということ、附帯決議みたいですがお願いしたいと思います。
委員	必要なときもあるのですね。例えば走っていて事故を起こしてしまった。どこのどなたかわからないというときに、そういうものを持っていれば、すぐ連絡がとれると。だから、一長一短なのです。あとは持っている人の自覚でしょうね。カードの大切さというものを、学校が徹底させるよりしょうがないのではないですか。
委員	要するに、子供の顔と名前が特定されるということが、いちばん危険なわけですね。いまこんな時期でもありますので、講習を受けたお子さんには優良ドライバーのステッカーやシールみたいなものを自転車に貼るとか、たぶんそれが子供たちにとってのステータスになるのだから、それは発行したとしても持ち歩かないというようにするほうがよくないですか。要するに、公の場で持ち歩いたりして、落としたり誰かが見ることが危険なわけですから、もし作るとしても、持ち歩かない。それは法的に何か効力があるものではないわけですし、ちょっとお遊び的な感覚もありますから。
交通対策課長	我々としては、強制的に持ちなさいとも言えませんし、家に置いてくださいますとも言えないので、その辺はご家庭にお任せしたいと思います。名前が書いてあることについて、先ほど委員もおっしゃったように両面あるかと思っておりますので、その辺はご家庭で判断していただければと思います。
委員	いろいろ出ていますが、本来、子供たちの安全を守るためにやっているのだと思うのです。それだったら、ときによっては免許証らしいものを作って落としたり、それを持って悪用されるという懸念があつては、何の意味もないのではないのでしょうか。子供たちが安全でいられるために作り出したものだと思いますので、もう1回きちんと検討してやらなければいけないのではないかと思います。 もう1点、浸水の件なのですが、この夏に杉並区で大きい浸水がありましたね。それで杉並区では今後、そういった地域での建築に関しての規制がだいぶ出てきています。それに対して、既に夏に水害にあった浸水のほうは、登録するまでもなく杉並区では全部把握しておられますよね。その地域の人たち、災害に遭った人たちが今後ならないようなための策だと思うのです。そうする

	<p>と、ただ登録しただけではなくて、浸水に遭った人たちが今後、若干の助言を得たことによって、水が入らないような話まで持っていくような形の登録でなかったら何の意味もないでしょうし、今後の新築の地下の工事においても、杉並区では特にうるさくなって、そういったことの規制はだいぶ出てきています。それに併せてやるのでしたら、折角こういう登録をやった以上、ただ助言するだけではなくて、今回、災害があった所は二度とならないようなところまで、先に行くような話を持っていきながら、こういう登録を活用したらいいのではないかと思っています。</p> <p>ただ、助言だけで終わるのだったら、無意味になってしまいますし、先ほどに戻りますが、子供さんの安全を確実に皆さんが望むのだったら、もっとちゃんとした考え方を持たないといけないのではないかと思います。確かに委員が言われたように、事故に遭ったとき、手元に名前も何もわからないときだったら、本当にこれほどいいものはないと思います。ただ、悪用されることを考えたら、いくらでも危険・不安はたくさんつものと思うのですが、きちんとした活用の仕方を図っていない区の対応の仕方は、ちょっと疑問だと思っているのですが、いかがでしょうかね。</p>
交通対策課長	<p>私どもとしましては、先ほど委員からもご指摘がありましたが、自分の顔を出さずか出さないかは別にしても、自分が免許証を持っているということで、ルールとマナーを守るのだという自覚を、免許証の取得によって持っていたきたいという気持ちがありましたので、それを持ち歩く、持ち歩かないは別ですが、是非、免許証に準じた形で免許証を作らせていただきたいと思って、検討してまいりました。</p> <p>実は、当初は血液型や電話番号等も載せたほうが、ある意味、事故を起こした場合には有益だということで、消防署のほうから是非載せてほしいというお話もあったのですが、そこまで個人情報載せるのはいかがなものかということで、最低限の個人情報にさせていただいたということです。何とぞご理解をいただきたいと存じます。</p>
会 長	<p>貴重なご意見が多々出ておりますので、実施機関のほうも十分それを踏まえて行っていただきたいと思います。ほかにありますか。</p>
建築課長	<p>浸水のほうですが、今回いろいろと検討したのですが、今後いろいろな規制をかけて、例えば条例や都市計画でやるまでに、当面の措置として、とりあえず新築の建物を造るときに、地下室を造るときに、浸水対策で必要な措置を講じていただきたいという指導要綱を、とりあえず作ったということです。</p> <p>これは新築のときに、建築確認と一緒に届出していただくということになりますので、その中で指導していきたい。それから、既存のものは当然、この対象にはなりません。今後そういうものについても浸水対策上必要なやり方など、いろいろあります。それは普及・啓発ということで、何か区民の皆さんにわかるようなものをつくっていきたくて考えています。</p>
委 員	<p>1点だけ、いま例の民間の機関の問題が出ていますよね。要するに区を通らないで、確認が下りるような事態を全然知らなかったということはある得ますか。</p>
建築課長	<p>いわゆる指定確認検査機関が建築の確認ができる制度ですので、当然、確認が下りた段階では区に報告はあります。それから、今回この件も確認申請時に届出を出していただくということになっています。ただ、それは申請の前ということになりますので、民間に出される確認のときには、区が直接それを見ることはありません。そのため、私どもは明日、この件も含めて指定確認検査機関とお話をさせていただくということで、事前に周知をしていただいて、区のほうにも先に出すようにお伝えするということです。</p>
委 員	<p>杉並区の講座や説明会などのときには、杉並区は個人情報保護条例に則って、録音する場合などは区民や出席者に録音しますと説明していらっしゃる</p>

	思うのですが、杉並区の中で都の機関が住民説明会をやったときには、業者がテープを無断で録音などをした場合は、杉並区の個人情報保護条例にかかるのでしょうか。
法規担当課長	趣旨がよくわからなかったのですが。
委員	もう少し具体的に言うと、12月16日に東京都の下水道局が善福寺川の氾濫にかかわる計画説明会というのを、西荻区民センターでやったのだそうです。そのときに、たぶん建設業者か何かの方が無断でテープに録音して、水害のあとですから、住民と都の下水道局との間でだいぶもめごとになって、区の職員もそこにいらしたそうですが、業者が無断でとっていた録音テープがもみ合いになって、住民の方が取り上げてしまったという事件があったそうです。こういう場合は、杉並区の個人情報保護条例にはかからないのですか。
法規担当課長	東京都が主催している東京都の会議であれば、東京都が実施機関ですから東京都条例が適用されます。そこに杉並区職員がどういう形でいたのかは、詳細を聞かなければわかりませんが、あくまで実施機関が東京都であれば、東京都の条例が適用になるかと思えます。
委員	この諮問60、諮問61について、マナーを高めるためにこういう講習をやるのは、私も大いに賛成なのですが、そのことと、これをどう活かすかという具体的な問題は、いろいろあると思います。諮問60、諮問61、報告35について、私は賛否を保留させていただきたい。
委員	自転車のカードについては、私も保留です。
会長	5人、保留ということでよろしいですか。報告第33号から報告第37号については、報告を受けたということにいたします。諮問第58号、諮問第59号、諮問第60号、諮問第61号、諮問第62号、諮問第63号、諮問第64号については決定ということにいたします。これから事務局のほうで答申の案文をお配りしますので、内容のご確認をお願いしたいと思います。
(答申文案配付)	
会長	この内容でよろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	あとは事務局のほうで答申書を送付してください。本日の議題は以上ですが、事務局から3つ連絡事項がありますので、よろしく願います。
法規担当課長	3点ございますが、1点はコールセンターの業務に関して、以前この審議会で諮問・答申いただいた際に、再度、コールセンターについては個人情報の抹消をどのようにやるかという点と、コールセンター開始前にはもう一度ご報告することになっていました。今日はコールセンターの開設が近づいておりますので、区政相談課長からご報告させていただきます。
区政相談課長	「コールセンターの開設について（報告）」について説明。
法規担当課長	私のほうからは、次回の日程も含めると3点ございます。1つはいわゆる住基ネット訴訟ですが、一昨年、平成16年8月に提訴し、以来1年半ほどかかって、今年の1月17日の8回目の口頭弁論をもって結審しました。判決言い渡し日が3月24日（金）の午後となっております。当審議会には住基プライバシー条例等も含めて諮問・答申をいただいておりますので、報告・諮問案件ということではありませんが、次回の審議会では住基ネット訴訟について、判決の内容などのご報告を行いたいと思います。 2つ目は審議会報酬の口座振替のお願いですが、席上にお配りしておりますように、現在、委員報酬は現金でお渡ししておりますが、事務の効率化と安全を考えまして、次回以降、口座振替によって委員報酬をお支払いしたいと思っておりますので、本日お配りする支払口座振替依頼書に口座と氏名を書いていただき、事務局までお送りいただければと思っております。 最後に次回の審議会日程ですが、5月30日（火）午後2時からを予定したいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

委 員	コールセンターのことですが、大事なことなので、これを見るとメモとFAXするものが非常に漠然としているので、はっきり受付簿を作る、あるいは受信簿を作る。その中に、下のほうに対応についてのコメントを書いて、その受信簿なり受付簿を、そのままFAXで所轄課には送るというように、明確にしていきたい。これは希望ですから。
区政相談課長	はい。
委 員	コールセンターの「所管課の対応済みを確認後、30日後にシュレッダーで廃棄する」ということですが、「対応済みの確認」というのは、どういう方法でやられるようにご準備されているのですか。
区政相談課長	基本的には、所管課からコールセンターに電話で連絡をいただくというように考えております。ただ、それが例えば日数が経っているのではないかということについては、コールセンターのほうから確認をする場合もあるかと思えます。
会 長	本日の議題はすべて終わりました。長時間、どうもありがとうございました。